

## 第34回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

### 1 開催日時

令和3年1月22日（金）午後1時30分から午後3時まで

### 2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

### 3 出席者等

#### (1) 委員（五十音順）

（地方裁判所委員会）青木晋委員，内田貴文委員，樗木等委員，戸上孝弘委員，西村恵三子委員，八谷小百合委員，宮原拓也委員

（家庭裁判所委員会）青木晋委員，大隈知彦委員，桂木正樹委員，草場栄美委員，滝口真委員，福島和代委員，牧瀬稔子委員，宮西謙昌委員

#### (2) 事務担当者

佐賀家庭裁判所 摩尼陽彦事務局長，濱崎啓介総務課長，石塚清総務課課長補佐，山口憲造事務官

### 4 議事

(1) 本日のテーマを「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等」とすることを確認した。

(2) 総務課長が，裁判所における対策の状況について説明した。引き続き，各委員が裁判所庁舎内を見学し，感染拡大防止対策の状況を確認した。

#### (3) 意見交換

（□は委員長，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，■は事務担当者）

□ 裁判所の対応状況の説明を聞き，また庁舎内を御覧いただき，どのような御感想，御意見を持たれましたか。

○ 基本的な対策はよくできているという感想を持ちました。ただ，来庁していただいで対応することが前提になっていますが，来庁しなくてもよい仕組みが

あるのかを伺いたいと思います。例えば、書類を受け取りに来る方、提出する方がおられますが、来庁しなくても書類をホームページでダウンロードしたり、メールで書類を送ることができるのですか。

□ メールによる書類の提出は行っていませんが、郵送による提出は可能です。来庁しなくても手続を進める方法としては、一部の手続では電話会議を利用した手続を従前から行っていきます。さらに、民事訴訟におけるIT化の検討を全国の裁判所で行っており、ウェブ会議を使って対面型に近い形で争点整理のやりとりができます。これは、当庁でも昨年12月から始めています。来庁しなくてもできる手続は積極的に進めつつ、来庁が必要な手続については感染防止対策をしっかりとっていくというのが現状です。

○ 非接触型体温計は使用していないのですか。また、ペダル式の消毒液の設置は検討しているのですか。

■ 検温に関しては、一律には行っていないのが現状です。呼出状やウェブサイトで、体調の悪いときには担当者に連絡するようにと事前に呼び掛けていますし、窓口でも呼びかけをしています。また、来庁時に体調の確認をし、体調が悪いというときには、発熱の有無を確認するため、来庁者の意向をうかがった上で、非接触型の体温計を使用して検温しています。ペダル式の消毒液は、設置の予定はなく、現状ではポンプ式を使用しています。

□ 非接触式体温計は、必要に応じて使っていますが、更に本数を増やすことを検討中です。

○ 弊社も、リモートワークをかなり積極的に取り入れ、誰が感染しても濃厚接触者にならないようにしています。先日、税務署の方と話した時、税務署で扱うものが個人情報の塊のようなものだから、庁外からデータにアクセスできない、リモートワークができないと聞きました。裁判所も同じですか。

□ リモートワークは、言い方を代えると在宅勤務ですが、職員が在宅でどれだけ裁判所の仕事をできるかが問題となります。裁判記録を自宅に持ち帰ること

は、セキュリティ上問題がありますが、工夫により一定程度行うことを検討中です。裁判官は、従来から自宅に事件記録を持ち帰って判決起案を行うことがありましたが、書記官や事務官は、これまで記録を持ち帰っての仕事はあまり行っていないところです。とはいえ、できるだけ在宅勤務を工夫し、一定割合は出勤者数を減らすことが求められており、今まさに検討中のところです。

- 私の職場では、今までポンプ式の消毒液を出入口の所に置いていましたが、現在は手を置くと自動で消毒液が出てくる方式のものも置いています。利用者は、自動式を使う方が多いと感じます。また、イベント、会議などで、出口と入口を分離し、人の流れが重ならないように留意しています。
- 弁護士会の委員会の会議をズームで行っています。多分コロナが終息してもそのまま続けると思います。また、裁判所では、県内だと今まで電話会議はあまり認めてもらっていません。コロナに関係なくとも、県内でも認めてほしいと思います。他に、調停の際、飛沫防止シートの透明度が低いため、向かい側のホワイトボードの文字が、ちょっと斜めになると見えず、ついシートから身を乗り出して見てしまいますが、それではシートの意味がなくなります。アクリル板の設置は、安全上の問題があるかも知れず、私も答えを持っているわけではありませんが、もう少し透明度の高い物を使用していただきたいと思います。
- 電話会議については、確かに従前は要件をやや厳しめに考えられていたかもしれませんが、コロナ禍以降は緩やかに運用しているので、県内の弁護士同士でも電話会議を行っています。御希望を言っていただければ、出頭が必要でない期日については対応できると思いますので、よろしく願います。飛沫防止シートについては、家裁の調停室などは、当初に工夫して作ったものをそのまま使っているのが現状ですが、徐々に整備してまいりたいと思います。
- 裁判所庁舎内のいたるところに目につくようにいろいろな表記をしておられるのは大変良いことだと思いました。また、アクリル板、飛沫防止シートにつ

いて、私どもも当初はアクリル板が手に入らず、シートと木枠を買ってきて執務室に設置しましたが、確かに透明度が低く不便を感じたため、アクリル板を設置するようにしていますが、意外と高価なので予算を見ながら少しずつ整備したいと思っています。また、執務室の来庁者窓口で、アクリル板を立てて対応しておられましたが、私どももブースという形にしているところ、来庁者が高齢者ということもあり、ブースの中に入ってもらうのは危ないと考え、別の部屋が確保できない関係で、入口近くの廊下に机、パーテーションを置いて、暑い時には扇風機、寒い時には電気ストーブを置いて対応しました。そのように、執務室の中に入らずに対応することも考えていいのではないかと思います。

○ いろいろな所でコロナ対策をされているのは理解できますが、一方で、司法手続は人対人が基本だと思います。例えば、警察は職務質問をしなくなるのか、検察官はリモートで取調べをするのか、という話にもなります。テレビ番組の制作でも、最初のころは他県からの出演者については、視聴者の意見もあって、リモートにせざるを得なかったことがあり、なかなか難しいところだとは思いますが。また、法廷の傍聴席を制限されていますが、いつまでも傍聴席は少なくてよいということになると、我々取材する側には困ったこととなります。その辺は、判断がなかなか難しいとは思いますが、ある程度の時期に解除していただきたいと思っています。

□ 傍聴席については、当初は全国的に2席空けで対応しましたが、その結果傍聴席がかなり少なくなりました。当事者多数の事件や報道の必要性が高い事件ではあまりに少ないので、当事者との間で事前調整をお願いし、どうしても調整がつかないときは期日を変更した例もありました。そうした中で、最高裁において専門家の意見を聴いて検討した結果、もう少し緩和してよいのではないかとということになり、今では1席空けとしています。今後も工夫しながら対応してまいりたいと思っています。

- 弊社では、福岡県居住の社員が何名かいますが、それらの者はまずテレワークを行い、それができなければ公共交通機関を使わずに車で通勤することとしています。
- 佐賀の裁判所でも、福岡から通勤する職員が一定割合います。福岡からの通勤者が多い職場では、皆を在宅勤務にしてしまうと動きづらくなることもあり、なかなか対応が難しかったところですが、現在は在宅勤務の割合は小さくしていますが、状況によっては今後また検討しなければならず、難しい問題であると考えています。
- 検察庁も、裁判所と同様、人と人が接すること抜きに捜査公判活動をするとは難しいので、基本的な対策、すなわち執務室の仕切り、手洗い消毒励行、可能な限りでの在宅勤務推奨といったことを徹底してやっていくしかないと考えています。施設的なものとしては、昨年の秋頃から、当庁の1階の入口のところに自動検温装置を設置しています。それ以前は、非接触式検温器を使用して逐一検温していました。また、佐賀という立地柄、裁判所と同様、職員中には福岡県から通勤している者も一定数おり、どこまで在宅勤務をして業務が滞りなく回っていくのか難しい問題があり、徹底した事務の合理化、何か無駄なことがないかを今一度洗い出すなどして対応しているところです。
- 今日、庁舎入口から入ってエレベータを使って3階まで来たときには気付きませんでしたでしたが、改めて説明していただき、実にいろいろと掲示物があったのだなと分かりました。アクリル板の端にぶつからないように緑のテープが貼ってあるのは良い工夫だと思いました。また、ピクトグラムについては、私どもでは、知的障害者や識字能力が低い方に視覚的に訴えていこうということで、福祉施設では読み仮名を振っています。裁判所でも、バリアフリーの観点から、必要に応じてそのような工夫を考えてよいのではないかと思います。
- 最高裁判所の「裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（概要）」を参考にして対策をとられているとのことでしたが、これについて、まず、人

と人との距離を1メートル程度確保するというのは、距離がかなり近いと感じました。それから、1時間に1回換気とありますが、何分換気するかが書いてありません。先ほど「数分」と説明がありましたが、5分以上が適当ではないかと思います。また、大人数の会食をしないとありますが、スペースによって変わってくるので、誤解を生まないよう「大人数」とすればよいと思います。次に、庁舎入口の所に何らかの検温システムがないことに違和感を持ちました。自己申告制は、性善説に基づいており、体調が悪いのに「何ともない」と言う人は多くはないのでよいのかもしれません。検温については何らかの工夫が必要ではないかと思います。人権の問題があるので、いちいち検温するのが憚られるのであれば、モニター式、感知式のものがあるので、そういうものを使用してもいいと思いました。最後に、庁舎玄関が広いので、一方を入口専用、一方を出口専用とするとよいと思いました。

(4) 総務課長が、前回（第33回）地方・家庭裁判所委員会（地家裁合同開催）において、テーマである裁判所の防災について出された意見等に関する裁判所の対応状況を報告した。

(5) 次回の予定

ア 地方裁判所委員会

日時 6月1日（火）午後1時30分から午後3時30分頃まで

テーマ 民事訴訟におけるIT化について

イ 家庭裁判所委員会

日時 6月1日（火）午前10時から午後零時頃まで

テーマ 家事調停について